

くらし支える相談センターニュース 第12号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com 2014年4月30日発行



相談件数が500件を超えました!!

相談センター



たくさんの人に知ってほしい

3月の相談件数はのべ19件、2月並みでした。ほぼひと月に10数件の相談がコンスタントに寄せられるようになっていきます。

2011年7月に相談センターを開設して以来まもなく3年、相談件数はのべ500件を超えました。4月9日には「法律講座」「相談センター」の案内チラシを東区の団地に配布、14日には黒川でティッシュ配布、相談センターの存在を多くの人に知ってもらう活動を継続的に行っています。

運営委員会では、「生活相談活動交流会(8月下旬開催予定)」「いきいき支援センターとの懇談」「子ども向け無料塾のとりくみ」などを通じた「地域のネットワークづくり」「他団体とのつながりを強める活動」についても話し合いをすすめています。今後、このニュースなどで、機会をとらえて報告していくこととします。

最近の相談から

相談事例を
お知らせします



相談内容

多治見市在住の女性。家族は夫(障害年金受給中)、中一の子、小四の子(知的障がいあり)。生活保護受給中。女性は車所有を認められ、キャディー(車通勤)と寿司屋でのバイトをして生計をたてている。ケースワーカーから、「ローンが終わったので、車を処分して生活保護を継続する」か、「車を所有して生活保護を辞退する」かの選択を迫られている。

相談対応

家族の状況を考えれば、生活保護を続ける方がよい。車を処分すればキャディーは続けられないことをケースワーカーと確認してキャディーは辞め、かわりに新たに仕事をさがすことをすすめる。

困っていませんか?

ブラックバイト

ブラック企業という言葉は社会問題化して、有名になりましたが、今は、ブラックバイトという言葉もあるんです。学生アルバイトなどの問題です。

昔は、大学生のアルバイトというと、余裕のある時間で遊ぶためのお金をためるケースも多かったと思いますが、今は、親が経済的に余裕がなく、生きるためにバイトをせざるを得ない学生が増えています。一方で、企業も人件費を減らすために正社員から非正規への流れがありますが、その中心をバイトが占めるということもあります。

バイトリーダーを任せられたり、シフトに組み込まれたら休むこともできなかったり。大学の試験よりもアルバイトのシフトを優先せざるを得ないケースも少なくないとか。大学生というと塾の講師のアルバイトもよく聞きますが、授業のコマ数だけしかバイト代は払われず、個別面談など

はサービス残業ということもよくあるそうです。そんな状況を当たり前とと思っている学生をいのように利用しているブラックバイト。

皆さんの周りにも、そんな学生がいませんか？法律家団体で相談会なども取り組もうとしています。大学なども巻き込んで社会問題にすることも必要だなぁと思っています。（弁護士 加藤悠史）

生活保護費切り下げの かげに 生活扶助相当 CPIのキャラクリ

まずは、CPIとは、Consumer Price Indexの略で消費者物価指数のこと。

4月22日午後、第1回講座が開かれ、ホウネット4名を含む12名が参加しました。この講座は、今回の生活保護費切下げに使われたCPIを追及してきたマスコミ関係者が、その理不尽さを多くの人に知ってほしいと開かれているものです。

物価下落を根拠とした生活保護費の切り下げが、実は自民党の生活保護費切下げに応えた、厚労省自作のCPIというキャラクリにあったことが、講師自身の取材と追究から明らかにされました。

講座開催は不定期ですが、一度参加すればおおよそ理解できるもので、毎回ひろく参加を呼びかけることにしています。

くらし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

＜無料法律相談も＞

毎週金曜日13時30分～15時
くらし支える相談センターにおいて
事前予約制です。相談センターまで

おねがい ♪ ♪ ♪

●相談センターをPRするポスターが残っています。地域や室内への掲示・普及にご協力ください。古くなったポスターは貼り替えましょう。必要枚数をご連絡ください。

ワマッたんは
お電話を



●相談員に登録しているみなさんへ

相談センターに参加している相談員が固定化する傾向にあります。月・水・金曜日は複数の相談員で担当したいですね。相談員間の交流もできますので、相談センターに足を運んでください。

おしらせ

愛知県弁護士会憲法委員会主催の
憲法週間記念行事が行われます。

●日時：5月18日（日）
13時-16時30分

●会場：中区役所ホール

●内容：

第1部

「アジアカの世紀」と日本国憲法

講師：進藤栄一さん

（筑波大名誉教授）

第2部 対談

進藤栄一さん

森英樹さん(名大名誉教授)

司会：長谷川一裕弁護士

●入場無料 先着500名

＜相談センターのホームページ＞

www.kurashi-soudan.info/

＜相談センターのブログ＞

ameblo.jp/kurashisoudan/